

第23回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年7月21日
 告示番号 第7号
 会議年月日 令和2年7月27日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主 事 千 葉 星 夏

本日の案件 第23回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時5分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第23回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、5番 鈴木 勝 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に23番 三浦 善昭 委員、24番 千田 幹雄 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、千葉主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。 「報告第52号 農地専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員長より報告願います。</p>
農地専門委員長	<p>それでは、第6回農地専門委員会の概要について報告いたしま</p>

す。

開催日時 令和2年7月17日（金）14：00～14：40。

開催場所 川崎農村環境改善センター 生活改善研修室

出席者 私 佐藤、ほか農地専門委員8名、事務局 小野寺事務局長、佐藤事務局長補佐、西巻主査

協議内容

(1) 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）及び荒廃農地調査実施要領等について、各種資料により事務局の説明後に審議しました。その結果、一関市農地パトロール実施要領(案)(6)の実施方法において、昨年同様、現地にたどり着けない場所への措置として「航空写真」の利用を可とする旨を確認しました。また、「農地の日」のパトロールについても、調査実績に計上すべきとの意見がありました。

(2) 荒廃農地にかかる農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断について。令和元年度に調査対象となっていたが、年度内に調査が完了しなかったため再調査を行い、現況が山林または原野と判定された53筆のうち、荒廃農地調査票により「今後も管理できない」と回答のあった43筆について、非農地判定の対象とすることで了とされました。

(3) 一関市農業委員会農地台帳管理規定の一部改正について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行に伴う、農地法等の一部改正による文言及び字句等の改正について、事務局の説明後に審議し了とされました。

以上報告します。

議 長

以上で「報告第52号」の報告を終わります。

ご質問、ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ「報告第52号」の質疑を終わります。

次に「報告53号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局 長

局長に報告いたさせます。

報告第53号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規

定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年7月16日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届け出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第21号までの21件、21名の方からの届け出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届け出に対し、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届け出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第53号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第53の質疑を終わります。

次に、「報告第54号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第54号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届け出であります。記載の第1号から、第9号までの9件、12筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届け出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届け出の内容について通知しております。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が6件、耕作の利便性を図るための盛土が3件となっております。

以上で説明を終わります

議 長

以上で「報告第54号」の説明を終わります。
ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、報告第54号の質疑を終わります。

次に、「議案第169号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

議案第169号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請7件でございます。

第1号(贈与)については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第2号および第3号については、共有名義の農地を単有名義に変更するため、お互いの農地を交換するものです。

第4号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は、記載のとおり令和7年7月27日までの5年間となっております。

第5号については、借受人が以前から耕作管理していた農地ですが、基盤整備が実施されたことをきっかけに、使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は、記載のとおり令和7年8月1日までの5年間となっております。

第6号については、譲受人が経営規模拡大のため、共有地の持ち分を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第7号については、譲受人が経営規模拡大のため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請1件でございます。

第8号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第9号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

議 長

9 番
永畠 幸一 委員

議 長

3 番
皆川 清喜 委員

議 長

最後に、千厩地域に係る申請 2 件でございます。

第10号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第11号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上11件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第169号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告いたします。

現地調査日、令和2年7月10日、金曜日、午前8時50分より、現地調査員、農業委員 齋藤委員、私 永畠、農地利用最適化推進委員 阿部委員、遠藤委員、菅原委員、渡邊委員、佐々木委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主事。

報告内容、第1号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告いたします。

現地調査日、令和2年7月10日、金曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員は私 皆川、農地利用最適化推進委員、千葉委員、小野寺 委員、支所職員 三浦産業建設課主査。

報告内容、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

11番 石川 誠司 委員	大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。 現地調査日、令和2年7月10日、金曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員 私 石川、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、菅原委員、支所職員 小野寺産業建設課主事。
議 長	報告内容、第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。 以上、報告いたします。 ありがとうございました。
24番 千田 幹雄 委員	次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。 千厩地域、農地法第3条現地調査報告書。 現地調査日、令和2年7月10日、金曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員 私 千田、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡邊委員、支所職員 熊谷産業建設課主査。
議 長	報告内容、第10号・第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われます。 以上です。 ありがとうございました。
議 長	以上で現地調査の結果説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議 長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第169号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。 (挙手満場)
議 長	満場です。 よって、「議案第169号」を可と決めます。
議 長	次に、「議案第170号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐	議案第170号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対

する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、千厩地域の1件でございます。なお、この案件は備考欄に記載のとおり農地法第5条第1項の規定による申請の第4号と同一事業で、関連がありますので合わせて説明させていただきます。

第1号ですが、田2筆にまたがって自己住宅を建築する為に転用申請をするものです。1筆は自己所有地で4条申請を行うものです。

もう1筆でございますが、4条申請地の隣接地であり、贈与により申請を行うものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第170号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、千厩地域の担当委員の方から現地調査の結果説明をお願いいたします。

千厩地域、農地法第4条現地調査報告書。

現地調査日、現地調査員については3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。

なお、この事業は「議案第171号 農地法第5条転用 議案番号4」と同一事業です。

以上報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第170号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

議 長

24番

千田 幹雄 委員

議 長

議 長

議 長

(挙手満場)

議 長

満場です。

議 長

よって、「議案第170号」を可と決めます。

次に、「議案第171号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局 長 補 佐

局長補佐より説明いたさせます。

議案第171号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請2件でございます。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が宅地分譲3区画を整備するため転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。次に、千厩地域に係る申請2件でございます。

第3号は、借受人が、公共工事に伴う作業ヤード等として利用するために一時転用申請するものです。農用地区域内の農地ですが、例外規定により3年以内の一時転用が可とされております。

第4号は、先ほど議案第170号において説明いたしましたので、割愛させていただきます。

次に、川崎地域に係る申請1件でございます。

第5号は、譲受人がバス及び墓参り用駐車場を整備するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第6号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第7号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。申請地は、令和2年1月20年付で、農振除外済みとなっております。農地区分は第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、7件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第171号」の説明を終わります。

9番
永畠 幸一 委員

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日等は3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第2号は申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

24番
千田 幹雄 委員

千厩地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日等は、3条、4条と同じですので割愛させていただきます。

第3号、申請人が公共工事に伴う作業用ヤード等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、工事完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地への影響はない。なお、本工事は、一関市発注の「1 災27-4001千厩尖ノ森（2）地区水路災害復旧工事」である。

第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから周辺農地への影響はない。なお、この事業は「議案 第170号 農地法第4条転用 議案番号1」と同一事業である。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に、川崎地域担当委員の方お願いします。

15番
遠藤 勝幸 委員

川崎地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、7月10日、金曜日、午前10時30分より、調査員、農業委員 私、遠藤、農地利用最適化推進委員、小野寺委員、今野委員、支所産業建設課 坂本補佐。

<p>議 長</p> <p>10番 佐藤 和威治 委員</p>	<p>第5号、申請人がバス及び墓参り用駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地への影響はない。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域担当委員の方、お願いします。</p> <p>藤沢地域、農地法第5条現地調査報告を行います。</p> <p>現地調査日、7月10日、金曜日、午前9時45分より、調査員、農業委員 私 佐藤、畠山委員、佐々木委員、農地利用最適化推進委員、伊藤委員、畠山委員、菅原委員、佐藤委員、支所産業建設課 佐々木課長補佐、佐藤主事。</p>
<p>議 長</p> <p>11番 石川 誠司 委員</p> <p>局 長 補 佐</p>	<p>第6号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地への影響はない。</p> <p>第7号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地への影響はない。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>質問いたします。第6号と第7号の太陽光発電設備ですが、会社名は違いますが借り受け人の住所が同じですが、別々の会社なのでしょうか。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>別の会社です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第171号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
<p>議 長</p>	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第171号」を許可相当と決します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第172号 一関市農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐に、説明いたさせます。</p>

局長補佐	<p>議案第172号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。</p>
	<p>一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。</p>
	<p>本議案に係る申請は、貸借権設定が2件、所有権移転が1件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が3件です。</p>
	<p>始めに貸借権設定ですが、</p>
	<p>第1号は、一関地域に係る申請です。</p>
	<p>第2号は、東山地域に係る申請です。</p>
	<p>次に所有権移転ですが、</p>
	<p>第1号は、大東地域に係る申請です。</p>
	<p>次に農地中間管理機構との貸借で個別案件ですが、第1号から第3号までの3件は、室根地域に係る申請です。</p>
	<p>以上、各申請の詳細については記載のとおりです。</p>
	<p>また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。</p>
	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>以上で「議案第172号」の説明を終わります。</p>
	<p>審議願います。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p>
	<p>「議案第172号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p>
	<p>(挙手満場)</p>
議 長	<p>満場です。</p>
	<p>よって、「議案第172号」は可と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第173号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p>
	<p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐	<p>議案第173号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。</p>
	<p>一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p>
	<p>本議案に係る申請は、貸借の移転が2件です。</p>

		第1号・第2号の2件は、室根地域に係る申請です。
		以上、各申請の内容については記載のとおりです。また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第173号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第173号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場。
		よって、「議案第173号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第174号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第 174号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は4件で、千厩地域2件、室根地域1件、藤沢地域1件です。
		いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第174号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。
		千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。
24番		千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
千田 幹雄 委員		現地調査日等は第3条と同じでございますので割愛をさせていただきます。

議 長

17番

藤原 美喜男 委員

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、平成元年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われております。

第2号、昭和60年頃から耕作管理できず山林化しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域、農地法適用外現地調査報告を行います。

現地調査日、7月10日、金曜日、午前9時45分より、調査員、農業委員、千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員、熊谷委員、岩渕委員、菅原委員、室根支所産業建設課 土屋主任主事、小原主任技師。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、平成6年頃から資材置き場として利用しており、既に農地性は失われています。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法適用外現地調査報告いたします。

現地調査員は5条と同じで割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、平成4年頃から宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上、報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第174号 農地法の適用外であることの証明願に対する

		可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。
議	長	よって、「議案第174号」は可と決しました。
		次に、「議案第175号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第175号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について、内容をご説明いたします。
		荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものでございます。
		本議案につきましては、先ほど農地専門委員長から報告がございました通り、令和元年度中に調査対象となっていたが、年度内に調査が完了しなかったため、本年度に再調査を行い、現況が山林または原野と判定された、53筆のうち、荒廃農地調査票により「今後も管理できない」と回答のあった、43筆について、非農地判断を求めるものでございます、
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で説明を終わります。
		審議願います。
11番		表中の所有者名ですが、すでに亡くなった方の名前になっているものがあり、管理の実態にそぐわないので、相続権者名等で表記した方がよいのではないのでしょうか。
石川 誠司 委員		
議	長	暫時、休憩します。 (午後4時2分休憩) (午後4時3分再開)
議	長	会議を再開します。
局 長 補 佐		所有者は登記簿に記載された方の名前を掲載しておりますが、調査については、実際に管理をしている方等に回答いただいております。今後は備考欄等に回答いただいた方の名前を記載いたします。
議	長	ご意見、賜ります。
		他にございませんか。
議	長	なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第175号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第175号」は可と決しました。

議 長

次に「議案 第176号 一関市農地台帳管理規定の一部改正について」を上程いたします。

局長補佐に説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第176号 一関市農業委員会農地台帳管理規程の一部改正についてご説明いたします。

一関市農業委員会農地台帳管理規程の一部を次のように改正し、令和2年9月1日から施行することについて議決を求めるものです。

本議案につきましては、先ほど農地専門委員長から報告がございました通り、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行に伴う、農地法等の一部改正による文言及び字句等の改正でございます。改正内容の詳細につきましては、39ページから42ページに記載の通りです。また、改正後の規程全文につきましては、43ページから49ページに記載の通りです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第176号 一関市農地台帳管理規定の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第176号」は可と決しました。

議 長

次に「議案第177号 一関市個人情報保護管理規程の一部改正について」を上程いたします。

局長に説明いたさせます。

局 長

議案第177号 一関市個人情報保護管理規程の一部改正について、ご説明いたします。

このことにつきましては、一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令を令和2年8月1日から施行することについて議決を求めるものです。

一関市個人情報保護管理規程は、一関市の保有する個人情報の保護管理に関し必要な事項を定めたものであり、市のすべての組織に及ぶため、合同訓令として各組織ごとに同じ内容の規程を定めているものです。

今回の改正の内容ですが、市の組織・機構の改編があり、水道部が上下水道部に改められたことに伴う改正になります。改正前後の表がありますが、第2条「課等の定義」において、「水道部の課」を「上下水道部の課」と改正するものです。

この訓令の施行日は、令和2年8月1日からとしており、各組織とも7月中の決定を求められているものです。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で「議案第177号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第177号 一関市個人情報保護管理規程の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第177号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第23回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後4時9分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員